

奈良県告示第五百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	原川 勇雄
施術所の名称及び所在地	原川整骨院 生駒郡三郷町立野南一―二四 一―二 エスポワール一〇一
廃止年月日	平成三十年一月三十一日